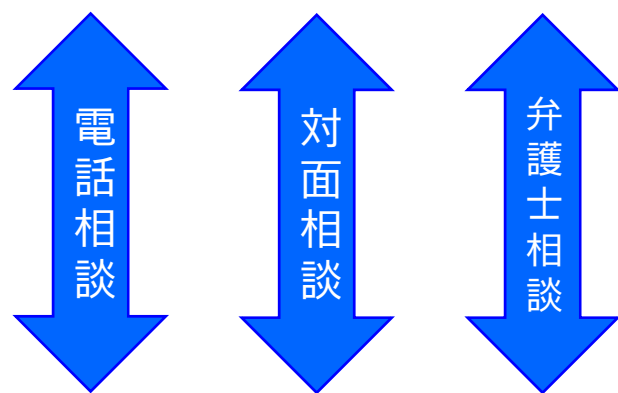


東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求について

円滑な原子力損害賠償を支援するため、各種相談窓口が開設していますので、少しでも疑問、不安な点があったら相談しましょう。

被害者



各種相談窓口

- 原子力損害賠償等に関する相談窓口
 <福島県>
 受付時間 午前8時30分～午後5時15分(平日)
 電話番号 024-521-8216
- 原子力損害賠償・廃炉等支援機構
 行政書士による無料電話相談
 受付時間 午前10時～午後5時(月～土曜日)
 電話番号 0120-013-814
 弁護士等による無料対面相談(事前予約)
 受付時間 午前9時～午後5時
 電話番号 0120-330-540
- 福島県弁護士会
 震災・原発無料電話相談
 受付時間 午後2時～午後4時
 電話番号 024-925-6511

等

原発事故が要因で被った損害について賠償請求しなければ支払を受けることはできません。東京電力から損賠賠償を受けるためには、以下の方法があります。

方法1

東京電力に直接請求する方法

被害者

損害賠償請求

賠償金の支払

東京電力が示す賠償基準に合致

福島原子力補償相談室

(コールセンター)

<東京電力>
 損害賠償に係る請求書用紙の入手や、請求手続きの相談等、損害賠償請求全般に係る相談窓口。
 受付時間 午前9時～午後7時
 (祝日を除く月～金曜日)
 午前9時～午後5時
 (土曜・日曜・祝日)
 電話番号 0120-926-404

東京電力ホールディングス(株)

方法2

原子力損害賠償紛争解決センターに和解の仲介を申立てして請求する方法

被害者

電話相談

仲介申立

原子力損害賠償紛争解決センター

<文部科学省>

原子力事業者(東京電力)に対する損害賠償請求について、和解の仲介により円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関。
 受付時間 午前10時～午後5時(平日)
 電話番号 0120-377-155

和解仲介

和解の成立

東京電力ホールディングス(株)

方法3

その他民事訴訟による方法

被害者

訴訟

賠償金の支払

裁判(和解・判決等)

東京電力ホールディングス(株)